

番号	1.
項目	<p>職員の削減をやめ、緊急時にも市民救済にこたえられる職員配置をしてください。その際は非正規ではなく正規職員での採用を行ってください。</p>
<p>(回答)</p> <p>大阪市では、令和2年4月に策定した「市政改革プラン3.0」の取組期間中においては、市長部局の職員数について、技能労務職員は、依然として、他都市より多い状況にあることから、「民でできることは民で」という考え方のもと、退職不補充を前提に引き続き委託化、効率化を図り、必要な市民サービスは維持しつつ、スリムで効果的な業務執行体制の構築に努めてまいります。</p> <p>なお、技能労務職員以外は、削減することとしておりません。</p> <p>また、複雑化・多様化する行政需要への柔軟な対応などを図るため、一定の期間内に終了することが見込まれる業務や、特定の学識・経験を要し常時勤務を必要としない業務、臨時の業務等については、任期付職員や会計年度任用職員、臨時的任用職員等の活用を図っております。</p>	
担当	<p>人事室 人事課（人事グループ） 電話：06-6208-7431</p>

番号	2.
項目	<p>コロナ禍で命の危機にさらされている人たちが沢山います。土日や連休などにも窓口対応ができるようにしてください。</p>
<p>(回答)</p> <p>DV については、被害者への支援のため、各区役所及び大阪市配偶者暴力相談支援センター(以下「センター」)において相談業務をおこなっていますが、家族で過ごす時間が増える中、DV 増加や深刻化が懸念されることをふまえ、配偶者等が在宅していることで電話による相談ができない方に対して、令和2年5月7日から、センターにおいて専門相談員による電話相談に加え、24 時間いつでも送信可能な、メールによる相談を新たに開始したところです。</p> <p>また、大阪府女性相談センターでは、24 時間 365 日相談に対応していることから、上記相談窓口とあわせて、HP や SNS 等を活用し、相談窓口の広報周知にも努めているところです。</p>	
担当	<p>市民局 ダイバーシティ推進室 男女共同参画課 電話：06-6208-9156</p>

番号	2.
項目	<p>コロナ禍で命の危機にさらされている人たちが沢山います。土日や連休などにも窓口対応ができるようにしてください。</p>
<p>(回答)</p> <p>昨年の年末年始や、今年の5月の大型連休中については、電話相談窓口を設置し、生活のお困りごとに関する相談を受けました。</p> <p>大型連休時には、今後も対応を検討してまいります。</p>	
担当	<p>福祉局 生活福祉部 自立支援課 電話:06-6208-7959</p> <p>福祉局 生活福祉部 保護課 電話:06-6208-8011</p>

番号	3.
項目	市独自の現金支給を今年度も行ってください。 <u>昨年度大変喜ばれた上下水道基本料金減免を今年度も実施してください。</u>
<p>(回答)</p> <p>新型コロナウイルス感染症が経済的な影響をもたらしている状況を踏まえ、市民の生活や経済活動を支援するため、令和2年7月から令和2年9月までの各月におきまして、上水道料金の基本料金及び下水道使用料の基本額の減免措置を実施いたしました。</p> <p>一方、令和2年4月の緊急事態宣言以降、社会経済活動の抑制に伴い、給水量の大幅な減少により上水道料金及び下水道使用料は長期間にわたり大幅に減収しております。</p> <p>現下の厳しい財政状況の中、上水道・下水道事業ともに長期間の減収の影響が懸念されるところであり、将来にわたって健全な事業運営を確保し、お客さまの安心・安全を確保するためには、減免措置を実施することは困難な状況にあります。</p> <p>なお、収入が大幅に減少したなどの事情により、一時的に水道料金等のお支払が困難になられた場合には、昨年度に引き続きご相談を承っております。</p> <p>(下線部について回答)</p>	
担当	水道局 総務部 お客さまサービス課 営業企画担当 電話：06-6616-5473 建設局 総務部 経理課 下水道使用料担当 電話：06-6615-7548

番号	5.						
項目	<p>新型コロナウイルス感染症で明らかになったように医療供給体制確保が急務です。地域医療構想を抜本的に見直すよう国、大阪府に働きかけてください。<u>感染経路を科学的につかむために、国や行政による PCR 検査体制の強化と感染源の追跡・分析する体制整備が必要です。クラスターが発生しやすい医療機関・介護・障害・保育等福祉施設の定期的な PCR 検査の実施など、必要なところにいち早く PCR 検査ができるようにしてください。</u></p>						
	<p>(回答)</p> <p>本市では限りある医療資源のもと、国の疑似症例の定義などに基づき、発熱等の症状がある方や濃厚接触者などに対して迅速かつ確実に PCR 検査を実施しています。</p> <p>検査体制につきましては、従来の「帰国者・接触者外来」を設置する医療機関等に加え、関係機関の協力のもと、市内に 5 か所の検査場を設置・運営しています。</p> <p>また、保健所を介さず、地域の医療機関から直接受診調整ができる地域外来・検査センターの設置を進めるとともに、発熱患者が地域において適切に診療・検査を受けることができる「診療・検査医療機関」が指定されています。</p> <p>さらに、令和 3 年 2 月から、高齢者や障がい者の入所施設において、また、7 月からは通所系・訪問系サービス事業所等において、従事者の新型コロナウイルス感染をできるだけ早い段階で見つけ、感染拡大リスクを減少させることを目的に、従事者に対して概ね 2 週間に 1 回のサイクルで PCR 検査を実施しております。</p> <p>これらの取り組みに加え、クラスターの早期発見、早期対応に重点を置き、施設等で複数の陽性者が出た場合には幅広く検査を実施しています。</p> <p>引き続き、関係機関との連携を図りながら、検査体制の拡充など感染拡大防止に向け取り組んでまいります。</p> <p>(下線部について回答)</p>						
担当	<table border="0"> <tr> <td>健康局 保健所 感染症対策課</td> <td>電話：06-6647-0739</td> </tr> <tr> <td>福祉局 高齢者施策部 介護保険課</td> <td>電話：06-6241-6310</td> </tr> <tr> <td>福祉局 障がい者施策部 運営指導課</td> <td>電話：06-6241-6527</td> </tr> </table>	健康局 保健所 感染症対策課	電話：06-6647-0739	福祉局 高齢者施策部 介護保険課	電話：06-6241-6310	福祉局 障がい者施策部 運営指導課	電話：06-6241-6527
健康局 保健所 感染症対策課	電話：06-6647-0739						
福祉局 高齢者施策部 介護保険課	電話：06-6241-6310						
福祉局 障がい者施策部 運営指導課	電話：06-6241-6527						

番号	6.
項目	<p><u>今ある保健所を廃止し、区毎に保健所を設置してください。</u>当面、保健所の機能強化をはかってください。地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所を大阪府・市直営に戻し、人員予算を拡充するよう大阪府に要望してください。</p>
<p>(回答)</p> <p>本市では平成12年度より1保健所24保健センターの地域保健体制のもと、本市の公衆衛生の維持向上に取り組んでまいりました。</p> <p>各区保健福祉センターにおいては、各種健康相談をはじめとする生活習慣病予防や子育て支援など市民ニーズに沿った保健事業の強化や、生活環境相談や生活環境学習会の開催など、住民に身近な保健サービスの充実に努めているところです。</p> <p>市全域を所管する保健所では、情報部門や調査研究部門の強化を図るとともに、環境や食品衛生にかかる監視指導の実施や病院・診療所などに対する医療指導、新型コロナウイルスなどの新たな感染症に対する健康危機管理体制の強化など、広域的・専門的な保健衛生の拠点施設としての機能強化を図っています。</p> <p>今後も各区保健福祉センターと保健所の役割分担と相互連携のもと、本市公衆衛生施策の充実に努めてまいります。</p> <p>(下線部について回答)</p>	
担当	健康局 健康推進部 健康施策課 電話：06-6208-9951

番号	6.
項目	<p>今ある保健所を廃止し、区毎に保健所を設置してください。<u>当面、保健所の機能強化をはかってください。</u>地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所を大阪府・市直営に戻し、人員予算を拡充するよう大阪府に要望してください。</p>
<p>(回答)</p> <p>本市における保健所体制につきましては、令和2年5月に新型コロナウイルス感染症対策の専任グループを発足させ、段階的に体制強化を行ってきており、今般の第5波による感染拡大期においては、感染拡大状況をステージに分け、段階に応じて人事配置や職員の出張応援、外部の応援派遣等により体制を強化してきたところです。</p> <p>今後も引き続き、感染拡大局面を見据えながら、適切な対応を行ってまいります。</p> <p>(下線部について回答)</p>	
担当	健康局 保健所 管理課 電話：06-6647-0696

番号	6.
項目	<p>今ある保健所を廃止し、区毎に保健所を設置してください。当面、保健所の機能強化をはかってください。<u>地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所を大阪府・市直営に戻し、人員予算を拡充するよう大阪府に要望してください。</u></p>
<p>(回答)</p> <p>地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所は、大阪市立環境科学研究所の衛生部門と大阪府立公衆衛生研究所が統合し、平成 29 年 4 月 1 日に発足しました。</p> <p>新型コロナウイルス感染症に係る P C R 検査では、急増する検査ニーズに対応するため機器の増設を行うなど検査体制の増強を図り、必要な検査を確実に受けられる体制を確保しております。</p> <p>同研究所においては、今後とも大阪市、大阪府の地方衛生研究所として、公衆衛生に係る調査研究、試験検査及び研修指導並びに公衆衛生情報等の収集、解析、提供等の業務を通じて、健康危機事象への積極的な対応をはじめ、行政機関等への科学的かつ技術的な支援を迅速に行い、大阪市民・府民の健康増進及び生活の安全確保に寄与してまいります。</p> <p>(下線部について回答)</p>	
担当	<p>健康局 総務部 総務課 大阪健康安全基盤研究所 支援担当</p> <p style="text-align: right;">電話：06-6208-7367</p>

番号	7.
項目	ワクチン接種は医療関係者だけでなく介護・障がい・保育関係者にも先行接種をしてください。
<p>(回答)</p> <p>大阪市では、国が公表する接種順位に基づき、接種順位を次の通りとしています。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 医療従事者等</li> <li>2. 高齢者（65歳以上の方）</li> <li>3. (1) 基礎疾患を有する方や高齢者施設等で従事されている方（一定の居宅サービス事業所等及び訪問系サービス事業所等の従事者を含む） (2) 60～64歳の方</li> <li>4. ① (1) 保育所など児童福祉施設等の従事者、幼稚園・小中学校等の教職員 (2) 50歳～59歳の方 ② 49歳以下の方</li> </ol> <p>今後も、関係機関と連携し、希望される市民の皆様に速やかに接種いただけるよう努めてまいります。</p>	
担当	健康局 保健所 感染症対策課 電話：06-6647-0813

番号	8.
項目	<p>現役世代が失業、休業等で困窮しています。<u>子どもの医療費助成制度は自己負担をなくし無料にしてください。</u>医療費より負担が重い入院時食事療養費は無料にしてください。</p>
<p>(回答)</p> <p>医療費助成制度は、大阪府の補助金交付要綱のもと実施しており、対象者の方が医療機関を受診した際、保険診療が適用された医療費の自己負担部分の一部を助成しています。</p> <p>一部自己負担額の撤廃につきましては、大阪府の制度が給付の仕組みそのものに関わるものであること、また、本市の厳しい財政状況から、困難であると考えます。</p> <p>所得要件につきましては、平成 23 年 11 月診療分から、入院・通院とも 0 歳から 2 歳（3 歳に到達する日の属する月の末日まで）の所得制限を撤廃し、平成 27 年 11 月診療分からは、入・通院とも 3 歳から 12 歳（小学校修了）までの所得制限をなくすとともに、12 歳（中学校就学）から 18 歳（高校修了）までの所得制限を児童手当の基準と同額まで緩和しております。</p> <p>また、本市では、従前から大阪府市長会を通じて、国に対しまして、国の制度として福祉医療費助成制度を創設されるよう要望を行うとともに、大阪府に対しても補助対象の拡充について要望しているところであり、今後とも引き続き要望していきたいと考えております。</p> <p>(下線部について回答)</p>	
担当	<p>こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課（医療助成グループ）</p> <p style="text-align: right;">電話：06-6208-7971</p>

番号	8.
項目	<p>現役世代が失業、休業等で困窮しています。子どもの医療費助成制度は自己負担をなくし無料にしてください。<u>医療費より負担が重い入院時食事療養費は無料にしてください。</u></p>
<p>(回答)</p> <p>(給付グループ回答内容)</p> <p>入院時の食事療養にかかる費用につきましては、入院している方と在宅等で治療されている方との負担の公平化を図るため、食事療養に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額から、自己負担額である食事療養標準負担額（平均的な家計における食事の状況を勘案して定める額）を控除した額とすることが定められています。</p> <p>また、食事療養標準負担額は、低所得者の方々に十分配慮したうえで、所得に応じて段階的に減額された負担額が定められている制度となっています。</p> <p>(医療助成グループ回答)</p> <p>なお、この入院時の食事療養にかかる自己負担額（標準負担額）につきまして、本市では重度の身体・知的障がいのある方で公的医療保険から食事療養標準負担額減額認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証の交付を受けている方及びひとり親家庭医療費助成制度の対象者に対し、助成を実施していますが、近年の厳しい財政状況から本市が単独でこれ以上の水準とすることは困難であると考えています。</p> <p>(下線部について回答)</p>	
担当	<p>福祉局 生活福祉部 保険年金課（給付グループ） 電話：06-6208-7967</p> <p>福祉局 生活福祉部 保険年金課（医療費助成グループ） 電話：06-6208-7971</p>

番号	9.
項目	<p>各市町村独自に地域で活動する NPO、<u>子ども食堂等と連携し</u>、フードバンク・フードドライブ・フードパントリー事業を支援し、さらには<u>自治体独自にまたは社会福祉協議会等と連携して食糧支援を行うなど、困窮する子ども、学生、シングルマザー、高齢者はじめ市民に食べ物が届くようにしてください。</u></p>
<p>(回答)</p> <p>こども食堂等のこどもの居場所（以下、「こども食堂等」といいます。）については、民間の活動団体などにより自発的・自主的に取り組まれている事業であり、活動団体が主体的に活動場所を確保し、またフードバンクなど調達先を確保し、運営されております。</p> <p>こども食堂等は、食事提供の場としてだけでなく、食事を通じたコミュニケーションの場としても機能しており、こどものみを対象としたものや、その保護者も対象としたもの、地域住民全般を対象としたものもあるなど、対象者や活動内容も様々です。</p> <p>そうした活動団体などの主体性を大切にしながら、社会全体で支援し、地域でこどもを育む機運の醸成を図る仕組みとして、平成30年度より大阪市社会福祉協議会を事務局とする「こども支援ネットワーク」を構築しました。</p> <p>事務局においてこども食堂等のニーズを把握し、支援を希望する企業とマッチングすることにより、ジュース、レトルト食品、缶詰、お菓子など、様々な物資をこども食堂等へ届けてきたところです。</p> <p>引き続き、活動団体の主体性を大切にしながら、こども食堂等への参加者に食事や、食事を通じたコミュニケーションの場が提供されるよう、「こども支援ネットワーク」を通じて、多くの企業等からの支援がしっかりとこども食堂等に届けられるよう取り組んでまいります。</p> <p>(下線部について回答)</p>	
担当	<p>こども青少年局 企画部 企画課（こどもの貧困対策推進グループ）</p> <p style="text-align: right;">電話：06-6208-8153</p>

番号	9.
項目	<p>各市町村独自に地域で活動する NPO、子ども食堂等と連携し、フードバンク・フードドライブ・フードパントリー事業を支援し、さらには自治体独自にまたは社会福祉協議会等と連携して食糧支援を行うなど、困窮する子ども、学生、シングルマザー、高齢者はじめ市民に食べ物が届くようにしてください。</p>
<p>(回答)</p> <p>大阪市環境局では、「食品ロス」削減のため、ご家庭で余った未開封で、賞味期限が一定期間以上あり、常温保存できる食品を回収して、福祉団体等へ無償譲渡する「フードドライブ」の取組みを推進しており、令和3年6月に「フードドライブ回収事業にかかる協定」を締結した事業者の店舗において食品の回収が行われているほか、一部の区役所やイベント等でも食品を回収しています。</p> <p>回収した食品は、令和元年6月に「フードドライブ連携実施にかかる協定」を締結した連携事業者を通じて、大阪市内にある福祉団体等に無償で譲渡されています。</p>	
担当	環境局 事業部 家庭ごみ減量課 電話：06-6630-3259

番号	10.
項目	<p><u>小中学校の給食費を無償化してください。休校中も必要な子どもたちのために安心・安全・おいしい給食の提供を行ってください。保育所・こども園・幼稚園などの副食費を無償化してください。</u></p>
<p>(回答)</p> <p>小中学校の給食費については、令和3年度は無償化措置を実施しています。また、令和4年度以降の学校給食費については、公平性や合理性の観点もふまえ、対象範囲や無償化の手法などさらに研究を進め具体的な制度設計を行い、本格実施につなげてまいります。</p> <p>休校中・長期休暇中の給食については、学校給食実施基準第二条に「学校給食は、年間を通じ、原則として毎週五回、授業日の昼食時に実施されるものとする。」と規定されていることから提供しておりません。教育行政における「コロナ禍のもとでの住民生活を支えるため」の施策として、授業日以外に給食を提供することは困難です。</p> <p>(下線部について回答)</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 保健体育担当 電話：06-6208-9143

番号	10.
項目	<p>小中学校の給食費を無償化してください。休校中も必要な子どもたちのために安心・安全・おいしい給食の提供を行なってください。<u>保育所・こども園・幼稚園などの副食費を無償化してください。</u></p>
<p>(回答)</p> <p>義務教育である小中学校と異なり、就学前の児童は保育所、認定こども園、地域型保育事業、幼稚園、認可外保育施設など、多種多様な施設を利用しており、給食の提供状況も各施設で異なります。また、昼食にかかる費用は、在宅で子育てされている場合でも保護者が負担していることから、本市における対応は困難な状況です。</p> <p>(下線部について回答)</p>	
担当	こども青少年局 保育施策部 保育企画課 電話：06-6208-8037

番号	11.
項目	<p>国民健康保険料の値上げを行わず、さらに大幅な減免制度を行ってください。</p> <p>国民健康保険傷病手当は被用者だけでなく自営業者やフリーランスにも独自に適用拡大をしてください。</p> <p>6月の納付書送付時等には、傷病手当や減免制度の内容、徴収の猶予、一部負担金減免などわかりやすいチラシをいれ周知を行ってください。</p> <p>昨年より後退したコロナ対応保険料減免については自治体として国に強く意見を上げることと独自の減免拡充を行ってください。</p> <p>なお、申請については窓口での三密をさけるため郵送申請、メール申請ができるよう、ホームページに申請用紙をアップしダウンロードができるようにしてください。</p>
<p>(回答)</p> <p>(管理グループ回答内容)</p> <p>国民健康保険の事業運営は、保険料と国庫支出金等で賄うことが原則であり、事業を安定して運営していくためには、被保険者の方にも応分の負担をお願いせざるを得ないものと考えます。平成30年度からの国民健康保険の都道府県単位化により、本市では大阪府が算定する「事業費納付金」及び「標準保険料率」に基づき、令和5年度までの経過措置期間を経て「府内統一保険料率」となるよう改定を行っていくこととしていますが、被保険者のみなさまの保険料負担が急激に増えないよう、令和2年度に引き続き、激変緩和措置(約14億円)を講じるなど、令和3年度当初予算では、約350億円の市税等を一般会計から繰り入れ、負担軽減に努めています。</p> <p>本市といたしましては、中間所得者層の保険料負担の緩和や今後の医療費の増嵩などに耐え得る財政基盤の強化を図るため、更なる財政支援の拡充を求めるとともに、医療保険制度間の保険料負担の公平化を図り、長期的に安定した制度となるよう、国保の都道府県単位化にとどまらず、医療保険制度の一本化など制度の抜本的な改革の実現について、引き続き国に要望を重ねてまいります。</p> <p>(保険グループ回答内容)</p> <p>国から示された基準に基づき、令和3年度においても、主たる生計維持者が新型コロナウイルス感染症により死亡等された世帯又は事業収入等が10分の3以上減少した世帯に対して、国民健康保険料の減免を実施しています。</p> <p>また、保険料の全額負担が困難な世帯については、「大阪府国民健康保険運営方針」における「府内統一基準」に基づき、災害を理由に所得割保険料、平等割保険料及び均等割保険料を減免する制度のほか、倒産、退職、営業不振等を理由に、所得が前年と比較して3割以上減少した世帯等に対し減免制度を実施しています。</p>	

減免制度につきましては、本市ホームページにて周知を行っており、減免申請書もホームページからダウンロードすることが可能です。また、6月の国民健康保険料決定通知書送付時に制度案内のビラを同封しております。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、区役所における来庁者の集中を避ける処置として、窓口相談対応を極力控えることとし、電話による相談・郵送による受付や要望に応じて申請書を送付するなど柔軟に対応を行っているところです。

(給付グループ回答内容)

国民健康保険における傷病手当金制度は、国の新型コロナウイルス感染症にかかる緊急対応策に基づく、緊急的・特例的な措置となっております。

本制度は、国民健康保険にご加入の被用者が、新型コロナウイルス感染症に感染したとき、または発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに、療養のため就労することができず給与を受けられない場合に支給することとしております。

なお、傷病手当金制度及び一部負担金減免制度については、区役所等にビラを配架するとともに大阪市ホームページへの掲載を行っております。また、申請に際しては、郵送での申請を可能としております。

(収納グループ回答内容)

保険料滞納世帯に対しては、文書送付や電話などにより接触を図り、個々の事情の把握に努めるとともに、必要に応じて減免制度をお示しするなど、日頃から丁寧な対応を行っております。

また、納付義務者等から保険料の納付が困難である旨の申出があった場合については、納付義務者等の置かれた状況に十分配慮し、徴収猶予についても適切に対応することとしています。

なお、徴収猶予の申請につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、郵送による申請や電話等によるお問い合わせにご協力をお願いしており、本市ホームページ等を用いて周知・広報させていただいております。

担当	福祉局	生活福祉部	保険年金課 (管理グループ)	電話：06-6208-7961
	福祉局	生活福祉部	保険年金課 (保険グループ)	電話：06-6208-7964
	福祉局	生活福祉部	保険年金課 (給付グループ)	電話：06-6208-7967
	福祉局	生活福祉部	保険年金課 (収納グループ)	電話：06-6208-9872

番号	12.
項目	<p>高齢者の負担能力を超えている介護保険料について抑制すること。  国に財政負担を求めつつ、一般財源からの繰り入れにより基準額を引き下げること。  (※介護給付費準備金がある場合は、第8期保険料抑制のためにその金額を繰り入れること) 介護保険料の所得段階別設定について、非課税世帯(国基準第1～第3段階)については、当面年度当初にさかのぼり国基準まで保険料を引き下げ、さらに公費投入により、より引き下げること。  課税層については、所得基準をさらに細分化するとともに、高額所得者については最高段階を上げること。低所得者に対する介護保険料減免制度を拡充すること。</p>
<p>(回答)</p> <p>介護保険制度は高齢者の介護を社会全体で支えあうために創設された社会保険制度であり、介護保険の運営に必要な費用にかかる公費負担と保険料負担の割合が法令により定められているため、制度的に決められている以上に一般会計から繰入することは、負担と給付の関係を不明確にするもので、納税されている国民の理解が得られないとして、国や府においても適当でないとしております。</p> <p>令和3年度からの第8期介護保険料については、介護サービス利用者数の増加などによる介護給付費の増加や国の介護報酬の増額改定などの影響により上昇することとなります。こうしたことから、介護給付費準備基金の取崩しや保険料段階の変更を行うなど保険料必要額の縮減を図っております。</p> <p>第1号被保険者(65歳以上の方)の介護保険料につきましては、国においては、標準段階を9段階に区分しておりますが、本市においては、本人及び世帯の市町村民税の課税状況や合計所得金額等により、きめ細かな設定を行う観点から15段階の負担割合(保険料率)を定め、定額の保険料をご負担いただいております。</p> <p>なお、平成27年度からは、国による「公費投入による低所得者保険料軽減」の実施により、本市においても、低所得者の保険料軽減として保険料段階が第1段階・第2段階の方へ新たに公費による保険料軽減を行っており、令和元年度からはさらに軽減幅を拡大し、第1段階から第4段階の方を対象として実施しております。</p> <p>なお、保険料の軽減について、本市では世帯全員が市町村民税非課税の被保険者で、生活に困窮している方を対象に、公費軽減強化前の第4段階保険料額の2分の1に減額する制度を独自に設け、実施しています。</p>	
担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課(保険給付グループ) 電話:06-6208-8059

番号	13.
項目	<p><u>生活保護、住居確保給付金などの申請は簡易にし、三密をさけるため郵送申請、メール申請ができるようホームページに申請用紙をアップしダウンロードができるようにしてください。生活保護申請を躊躇わせる要因となっている「扶養照会」は行わないでください。ケースワーカーは社会福祉法の標準数である80：1で配置してください。</u></p>
<p>(回答)</p> <p>生活保護の申請については、申請の意思が確認できれば申請書を交付し、受理しているところです。申請書については、必要な方は受付面接担当員からお渡しすることとしています。</p> <p>扶養照会に関して、扶養援助を受けることができる方は、この援助を最低限度の生活の維持のために活用することが保護に優先するとされており、扶養援助を受けることができると思われる方については、扶養義務者の方に援助の可否をお伺いし、援助をお願いしています。ただし、これまでの生活歴等から扶養援助が期待できない方、扶養援助をお願いすべきではない方に対し、一律に扶養をお願いするというのではなく、個々の状況から判断して行っています。</p> <p>また、職員の配置につきましては、この間段階的に配置基準の見直しなどにより体制の充実を図ってきており、稼働年齢層への自立支援に重点を置くとともに、高齢世帯に関しては最低生活の保障や見守りを中心とした支援を行っています。</p> <p>加えて、調査業務の補助をおこなう職員や高齢世帯への訪問をおこなう職員、自立支援プログラムによる必要な支援をおこなう職員等を配置し、保護の適正実施に努めているところです。</p> <p>(下線部分について回答)</p>	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8011

番号	13.
項目	<p>生活保護、<u>住居確保給付金などの申請は簡易にし、三密をさけるため郵送申請、メール申請ができるよう、ホームページに申請用紙をアップしダウンロードができるようにしてください。</u>生活保護を躊躇わせる要因となっている意味のない「扶養照会」は行わないでください。ケースワーカーは社会福祉法の標準数である80：1で配置してください。</p>
<p>(回答)</p> <p>住居確保給付金の申請については、お住まいの区の自立相談支援窓口に加え、昨年5月より区の窓口の混雑緩和のため、福祉局での郵送申請を開始しております。なお、申請時に必要な書類等については、本市ホームページからダウンロードしていただけます。また、受給決定後の自立相談支援機関との面談についても、来所によらず電話やメール等による相談を可能としています。</p> <p>(下線部について回答)</p>	
担当	福祉局 生活福祉部 自立支援課 電話：06-6208-7959

番号	15.
項目	<p>「ステイホーム」が長引き、生活困窮や先行きの不安、養育疲れなどで、児童虐待やDVの可能性が高まる中、早期に把握し解決するための手立て、関係部署との連携をすすめてください。</p>
<p>(回答)</p> <p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大と長期化により、外出自粛や休業等による生活不安やストレスによりDVの相談件数は増加しています。また、こどもをめぐる生活環境にも変化が生じ、児童虐待のリスクが高まる可能性が懸念されています。</p> <p>DVと児童虐待は密接な関連があることから、関係機関と連携を密にしながら施策を進めておりますが、さらに情報連携を円滑に行うことを目的とし、児童虐待とDVに関する相談履歴の有無について相互に共有できる児童相談等システムを令和3年4月から稼働しています。</p> <p>あらためて児童虐待の通告・相談窓口である児童虐待ホットライン（24時間365日対応）及び各区の子育て支援室の周知に努めるとともに、各区要保護児童対策地域協議会において、こども相談センターと区子育て支援室との緊密な連携のみならず、各区における地域のさまざまな関係機関と情報を共有し、支援対象児童等に対する支援内容について協議するなど、役割分担を行い必要な支援に努めています。</p>	
担当	<p>こども青少年局 中央こども相談センター 電話：06-4301-3100</p> <p>こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課 電話：06-6208-8032</p> <p>市民局 ダイバーシティ推進室 男女共同参画課 電話：06-6208-9156</p>

番号	16.
項目	自然災害の発生に備え、避難所で感染が広がらないように感染予防策を早急に具体化してください。
<p>(回答)</p> <p>本市では、新型コロナウイルスの感染が流行している状況下において、避難所開設・運営の際の感染拡大の防止を目的に、「避難所開設・運営ガイドライン」の別冊を作成し、地域での避難所開設・運営の際に活用していただけるよう周知を図っているところです。</p>	
担当	危機管理室 危機管理課 電話：06-6208-7380

番号	17. ア
項目	<p><u>国民健康保険では傷病手当や保険料減免制度の内容、徴収の猶予、一部負担金減免制度、無料低額診療事業などのわかりやすいパンフレットを作成し、窓口に常備するとともに、全家庭に送付すること。</u>（懇談当日に配布してください）</p> <p><u>また短期証の発行・未交付の状況を明らかにすること。</u></p> <p>資格証明書交付世帯の接触状況の内訳と発行状況を明らかにすること。</p>
	<p>(回答)</p> <p>(保険グループ回答内容)</p> <p>国民健康保険料の減免制度の周知につきましては、本市国民健康保険にご加入の全世帯に送付している保険料決定通知書の裏面及び同封のビラ「国民健康保険料のお知らせ」、本市ホームページや本市国保パンフレット「大阪市の国民健康保険」等を通じ、広報・周知に努めているところです。</p> <p>(給付グループ回答内容)</p> <p>また、傷病手当金の制度の周知は、区役所窓口にビラを配架するとともに大阪市ホームページへの掲載を行い、郵送での申請により対応を行っています。一部負担金減免制度につきましては、更新分の被保険者証発送時に同封している「国保だより」に記載するとともに、制度周知ビラを区役所窓口に設置しています。</p> <p>(収納グループ回答内容)</p> <p>徴収猶予の申請につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、郵送による申請や電話等によるお問い合わせにご協力をお願いしており、本市ホームページ等を用いて周知・広報させていただいております。</p> <p>短期証の発行・未交付数の状況は、別紙のとおりです。</p> <p>(下線部について回答)</p>
担当	<p>福祉局 生活福祉部 保険年金課 (給付グループ) 電話：06-6208-7967</p> <p>福祉局 生活福祉部 保険年金課 (保険グループ) 電話：06-6208-7964</p> <p>福祉局 生活福祉部 保険年金課 (収納グループ) 電話：06-6208-9872</p>

番号	17. ア
項目	<p>国民健康保険では傷病手当や保険料減免制度の内容、徴収の猶予、一部負担金減免制度、<u>無料低額診療事業などのわかりやすいパンフレットを作成し、窓口に常備するとともに、全家庭に送付すること。</u>(懇談当日に配布してください)</p> <p>また、短期証の発行・未交付の状況を明らかにすること。</p> <p>資格証明書交付世帯の接触状況の内訳と発行状況を明らかにすること。</p>
<p>(回答)</p> <p>無料低額診療事業の周知については、大阪市ホームページのほか、市民の皆さんの暮らしに役立つ情報をまとめた生活ガイドブック「大阪市暮らしの便利帳」に当該事業の概要に関する記事を掲載しています。また、実施医療機関の一覧を、一部負担金減免制度の周知ビラと合わせて、区役所保険年金業務担当に配布するなど、周知に努めています。</p> <p>(下線部について回答)</p>	
担当	福祉局 総務部 総務課 (法人監理担当) 電話:06-6241-6540

番号	17. ア
項目	<p>国民健康保険では傷病手当や保険料減免制度の内容、徴収の猶予、一部負担金減免制度、無料低額診療事業などのわかりやすいパンフレットを作成し、窓口に着用するとともに、全家庭に送付すること。(当日、配布してください)</p> <p>また、短期証の発行・未交付の状況を明らかにすること。</p> <p><u>資格証明書世帯の接触状況の内訳と発行状況を明らかにすること。</u></p>
<p>(回答)</p> <p>本市では、電話による納付督促や督促状送付による納付促進を行っても保険料の滞納状態が改善されない世帯に対しては、催告書の送付や有効期限切れ前に来庁を勧奨したうえで、国民健康保険法の定めにより短期有効期限被保険者証を交付し、証の更新機会に接触を図り、世帯の実情を把握したうえで納付相談を行い、減免制度や分割納付方法をお示しする等の対応に努めております。</p> <p>それでもなお一年以上にわたり保険料を滞納している世帯に対しては、国民健康保険法の定めにより、特別の事情がない限り被保険者証の返還を求め、被保険者資格証明書(以下、「資格証」という。)を交付しておりますが、今年度については、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、証返還処分を実施しておりません。</p> <p>既に資格証を交付している世帯には、お知らせ文書等で区役所窓口への来庁や電話相談の勧奨を繰り返し行っております。令和元年10月に資格証を発行した661世帯に対しては、特別色の封筒で来庁勧奨文書等を送付し実情把握に努めました。また、弁明の機会を設け、世帯主及び世帯員の疾病や世帯主の事業の休廃止等の「特別の事情」に該当しないか、丁寧かつ慎重に審査を行いました。これにより令和2年3月末までに99世帯と接触し国民健康保険証を交付しております。</p> <p>(下線部について回答)</p>	
担当	東淀川区役所 窓口サービス課 (保険年金・管理) 電話：06-4809-9946

番号	17.イ.i)
項目	<p>特定健診では巡回健診、日曜健診、出張健診など積極的な施策を実施すること。  また、委託事業所への補助や場所の提供を行なうこと。  同時に健診項目を増やすこと、当面「詳細な検診」で実施している貧血検査・心電  図検査・眼底検査・血清クレアチニン検査は即時に健診項目に追加すること。</p>
<p>(回答)</p> <p>大阪市国民健康保険では、特定健康診査をより受診しやすいものとするため、特定健康診査の受診費用を無料とするとともに、身近な地域で受診できるよう各区保健福祉センターや小学校等を活用し実施しています。集団健診においては、特定健康診査とがん検診の同時実施や、休日開催等、健診機会の確保に努めています。</p> <p>健診項目について、国が定める基本的な健診項目に加え、事業開始当初から、血糖検査は空腹時（随時）血糖及びHbA1cの両検査を実施しています。平成25年度からは、腎機能検査（血清クレアチニン・血清尿酸検査）を実施しています。</p> <p>医師が必要と判断した場合に実施する詳細な健診（貧血検査・心電図検査・眼底検査）については、無料で実施しています。</p>	
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課（保健事業グループ） 電話：06-6208-9876

番号	17. イ. ii)
項目	<u>特定健診・がん検診の受診率向上のため、抜本的な対策を講じること。</u>
<p>(回答)</p> <p>大阪市国民健康保険では、特定健康診査の受診率向上の啓発について、対象となる全ての方に受診券を送付するとともに、国保健診ガイド（パンフレット）、お住まいの区の取扱医療機関・集団健診会場一覧を同封し、受診を勧奨しています。加えて、未受診の方に向けて、特定健康診査の受診について電話勧奨を行っています。</p> <p>また、特定健診とがん検診のセット受診を促進するとともに、平成30年度から、特定健診基本項目を充足する1日人間ドックの自己負担額の引下げや無料コース対象者の拡充を行うことにより、受診率の向上を図っています。</p> <p>さらに、令和2年度からは、不定期の受診者等に対し、AIを用いた効果的なグループ分け（性、年齢、居住地域、健診結果、健診履歴等のデータを活用）を行い、グループ特性に基づく受診勧奨メッセージを作成し受診勧奨を行うなど、新たな取組みも始めています。</p> <p>引き続き、特定健康診査の受診率向上に向けた効果的な手法等について、検討を進めてまいります。</p> <p>(下線部について回答)</p>	
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課（保健事業グループ） 電話：06-6208-9876

番号	17. イ. ii)
項目	特定健診・がん検診の受診率向上のため、抜本的な対策を講じること。
<p>(回答)</p> <p>がん検診の受診率向上に向けては、より効果的な周知・啓発を行うため、本市のがん検診受診要件を備える国民健康保険加入者に対し、担当部署と連携し次の取り組みを行っております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一定の年齢の国民健康保険加入者に対し、5がん（胃がん、大腸がん、肺がん、子宮頸がん、乳がん）検診の個別受診勧奨を行います。</li> <li>・子宮頸がんの罹患率が高まる若年層の女性の国民健康保険加入者に対し、子宮頸がん検診の個別受診勧奨を行います。</li> </ul> <p>また、近年未受診者（過去にがん検診の受診歴があるが、近年受診歴のない市民）に対する個別受診勧奨も実施しております。</p> <p>今後も関係各所と連携し、より効果的な周知・啓発を行うなど、更なる受診率の向上に努めてまいります。</p>	
担当	健康局 健康推進部 健康づくり課 電話：06-6208-9943

番号	17. イ. iii)
項目	<p>生活保護利用者の健診(大阪市健康診査)は、申請制度をやめ、国民健康保険と同様に新年度の初めに「受診券」を送付すること。</p> <p>なお、当面は、現行の「健康診査」については、通年受付とし、ケースワーカー等の指導を含め周知を徹底すること。直近の受診の状況を教えてください。受診率が特定健診より低い場合はその原因を教えてください。</p>
<p>(回答)</p> <p>生活保護受給者であっても、社会保険に加入している方や入院中である方、また、お勤め先等で健康診断を受診できる方等につきましては、大阪市健康診査の対象外となるため、まず、受診の申込をしていただき、資格確認を行ったうえで、受診券や個人票を発送することとしています。</p> <p>また、健康診査の情報につきましては、令和3年度からは各区の担当ケースワーカー等から生活習慣病・がんにおける直近12ヶ月のレセプトがない、かつ入院していない40歳から64歳の対象者に対し積極的な受診勧奨を行うなど、受診率向上に向けた取り組みを行っています。令和2年度の受診者につきましてはコロナ禍の影響もあり、574人、受診率は約0.5%と低い状況となっておりますが、引き続き福祉局等と連携して対象となる方への周知が行き届くよう様々な機会を捉えた制度周知を行うとともに、未受診者への積極的な受診勧奨に取り組み、受診率向上に努めてまいります。</p>	
担当	健康局 健康推進部 健康づくり課 電話：06-6208-9943

番号	17. ウ
項目	<p>介護保険の減免制度については、国民健康保険のようなチラシを作成し、窓口で常備するとともに、全家庭に送付すること。（懇談当日に配布してください）</p>
<p>（回答）</p> <p>本市における介護保険料の減免制度については、介護保険パンフレット（ハートページ）に記載し、市役所・区役所・その他関係機関の窓口で常備し、来庁者に案内することで制度周知に努めております。</p> <p>また、本市介護保険料減制度についての説明ビラを各区の窓口にも設置しているところです。</p> <p>なお、65歳年齢到達者や市外転入者等の新規資格取得者全員に介護保険被保険者証を送付する際にも、介護保険料の減免制度を記載した介護保険ハンドブックを同封し、周知しております。</p>	
担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課（保険給付グループ） 電話：06-6208-8059

番号	17. エ
項目	<p>生活保護業務の遂行に対してはケースワーカーの研修を重視し、窓口で申請者に対して申請権侵害など人権無視の対応は行わないこと。</p> <p>また、シングルマザーへの家庭訪問は、必ず女性ケースワーカーが同行すること。</p>
<p>(回答)</p> <p>ケースワーカーの研修については、新任研修をはじめ、年間を通じて専門研修やエリア別実践研修などを開催し、スキルアップに努めています。</p> <p>申請に来られた方に対しては、今の生活状況をお聞きした上で、生活保護法の趣旨や他法・他施策を紹介するなど社会保障や福祉制度を総合的に考慮検討して、その方にとって役立つ方策をさぐる一方で、申請意思を確認した方には申請していただいています。</p> <p>家庭訪問にあたり、ケースワーカーの性別により配慮を要する方については適宜必要な対応を行っております。</p>	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8011

番号	17. オ
項目	<p><u>無認可の保育所（園）に通う4歳・5歳児及び保育所・幼稚園に通っていない4歳・5歳児の状況を把握し、新たに健診を行うこと。</u></p>
<p>(回答)</p> <p>認可外保育施設に対しては、毎年1回以上立入調査を行っており、定期健康診断が行われているかどうかの確認、指導を行っております。</p> <p>4歳児健診については、本市では現在、母子保健法に基づく1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査に加え3か月児健康診査を各区保健福祉センターにおいて実施しているほか、乳児期の前期及び後期に委託医療機関において乳児健康診査を実施しております。</p> <p>また、本市では時期を限定せずに身体及び精神に関する発達相談を各区保健福祉センターにおいて実施しており、必要に応じて医師等が健康診査を行っております。</p> <p>今後とも、乳幼児期の健康診査については国や他都市の動向を注視してまいります。</p> <p>加えまして、本市では令和2年度より「大阪市版ネウボラ」の取組の一環として、本市に居住する全ての4歳児を対象としたポピュレーションアプローチとして、保健師等による健康教育や子育て相談、絵本配付などを行う「4歳児訪問事業」を実施しております。</p> <p>本事業の実施により、3歳児健康診査以降、就学時健康診断（5歳児）までの間の全児を対象とした状況把握を可能とし、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援の充実を図ってまいります。なお、4歳児で把握できなかった市内転入児等には5歳児と同様に実施いたします。</p> <p>(下線部について回答)</p>	
担当	<p>こども青少年局 保育施策部 保育企画課 電話：06-6361-0756</p> <p>こども青少年局 子育て支援部 管理課 乳幼児健康診査 電話：06-6208-9966</p> <p>4歳児訪問事業 電話：06-6208-7981</p>

番号	17. カ
項目	赤バスや市バス路線の廃止、さらには市バス便数の大幅な削減で市民の日常的な移動ニーズ（通院、買い物、行政手続きや社会参加など）に対応できない現状が多く発生しています。高齢者や区民の要望に応えるコミュニティバスの運行を行うこと。
<p>(回答)</p> <p>東淀川区では、平成26年度の市バス路線の見直しにより、赤バスが廃止された一部地域へ市バス（現 大阪シティバス）が運行されるようになり、交通に関する課題が一定解消されたところです。</p> <p>当区において、平成25年度より3年間、委託による地域福祉バス（ゆうあい号）の試験運行を実施してまいりましたが、上記の市バス（現 大阪シティバス）路線の見直しもあり、利用状況は極めて低調であったため、平成28年3月31日をもって運行を終了いたしました。</p> <p>今後は地域コミュニティバスについての区民の声の状況により、必要に応じて、都市交通局と調整してまいりたいと考えております。</p>	
担当	東淀川区役所 総務課（総合企画） 電話：06-4809-9816